

中国税務 及び投資速報 (日本語要約版)

2021年3月

JBS Newsletter
2021年4月30日

Contents

税務法規

- ▶ 「中華人民共和国印紙税法(草案)」
- ▶ 「海南自由貿易港の自社用生産設備に係る“ゼロ関税”政策に関する通知」(財関税[2021]7号) (“7号通達”)
- ▶ 「『海南自由貿易港の自社用生産設備に係る“ゼロ関税”政策の税関実施弁法(試行)』の公布に関する公告」(税関総署公告[2021]23号) (“23号公告”)ほか

商務法規

- ▶ 2021年政府活動報告
- ▶ 「中華人民共和国の国民経済及び社会发展第14次5カ年計画と2035年長期目標綱要」ほか

税関法規

- ▶ 「『税関認証企業の管理措置目録』の公布に関する通知」(署企発[2021]16号) (“16号通達”)

EY中国では、税務・商務法規の最新状況に関するニュースレター、「中国税務及び投資速報」(中国語¹、英語²)を毎週発行しています。

2021年3月の発行状況は以下の通りです。

- | | |
|----------------|-----------|
| ▶ 2021年 03月05日 | 第2021008号 |
| ▶ 2021年 03月12日 | 第2021009号 |
| ▶ 2021年 03月19日 | 第2021010号 |
| ▶ 2021年 03月26日 | 第2021011号 |

Japan Business Servicesグループで、2021年3月発行分の中から、日系企業にとって重要性の高いと思われる税務・商務法規を選定して、「中国税務及び投資速報」の日本語要約版をお届けいたします。

1 「中国税務及投資法規速達」

2 「China Tax & Investment Express」

これら中国語版・英語版のニュースレターは次のサイトでご覧いただけます。

(中国語版) www.ey.com/chinese/CTIE

(英語版) www.ey.com/cn/CTIE

税務法規

▶ 「中華人民共和国印紙税法(草案)」

概要

2021年3月2日、全国人民代表大会の公式サイトにおいて、「中華人民共和国印紙税法(草案)」「(「印紙税法草案」)」の全文が公表され、3月29日までパブリックコメントが実施された。

「印紙税法草案」は20条から成り、印紙税の課税範囲及び税率に係る現行規定からの変更点は次のとおりである。

課税項目	「印紙税法草案」における税率	現行の税率
税率の引下げが予定されている項目		
払込資本金、資本剰余金が記載される営業帳簿	0.025%	0.05% ¹
請負契約書	0.03%	0.05%
建設工事契約書		
運送契約書		
その他の会計帳簿	取消	5元/件 ¹
権利、許可証書	取消	5元/件
税率が維持される項目		
借入契約書	0.005%	
ファイナンスリース契約書		
売買契約書	0.03%	
技術契約書		
権利移転文書	0.05%	
証券取引	0.1%、譲渡側のみに対して課税	
賃貸借契約書、保管契約書、倉庫保管契約書、財産保険契約書	0.1%	

免税項目

「印紙税法草案」では、印紙税が免除される項目が追加された。これには、電子商取引の経営者がユーザーと締結する電子注文書、非営利性医療衛生機関が医薬品または衛生材料を購入するために締結する売買契約書などが含まれる。

¹ 現行の「印紙税暫定条例」によると、払込資本金、資本剰余金が記載される営業帳簿の適用税率は0.05%である。ただし、「営業帳簿に係る印紙税の減免についての通知」(財税[2018]50号) (“50号通達”)に基づき、2018年5月1日以降、0.05%の税率が適用される資金帳簿の印紙税は半減されている。また、50号通達に基づき、1件につき5元の印紙税がかかるその他の帳簿も印紙税が免除されている。「印紙税法草案」にはこれらの内容も反映されている。

「印紙税法草案」の全文は次のサイトでご覧いただけます。

<http://www.npc.gov.cn/flcaw/userIndex.html?lid=ff80808177e75f880177e7abe6fd014b>

「印紙税暫定条例」の全文は次のサイトでご覧いただけます。

<http://www.chinatax.gov.cn/chinatax/n367/c1476/content.html>

50号通達の全文は次のサイトでご覧いただけます。

<http://www.chinatax.gov.cn/chinatax/n367/c13973826/content.html>

- ▶ 「海南自由貿易港の自社用生産設備に係る“ゼロ関税”政策に関する通知」(財関税[2021]7号) (“7号通達”)
- ▶ 「『海南自由貿易港の自社用生産設備に係る“ゼロ関税”政策の税関実施弁法(試行)』の公布に関する公告」(税関総署公告[2021]23号) (“23号公告”)

概要

「海南自由貿易港建設全体方案」(“方案”)に基づき、財政部、国家税務総局及び税関総署は2021年3月4日付で、海南自由貿易港の自社用生産設備に係る“ゼロ関税”政策について規定した7号通達を公布した。

7号通達によると、海南自由貿易港で登録し、かつ独立の法人格を有する企業が輸入する自社用生産設備は、法律、法規及び関連規定において免税としない旨を定めている商品、国家の規定で輸入が禁止されている商品、及び7号通達の添付にあるネガティブリスト(関連部門が動的に調整、管理する)に列挙されている設備を除き、関税、輸入増値税及び消費税が免除される。7号通達では、自社用生産設備の定義についても明らかにしている。

7号通達によれば、規定の条件を満たす企業が「輸入免税不可の重大な技術設備及び製品目録」、「外商投資プロジェクトの免税不可輸入商品目録」及び「国内投資プロジェクトの免税不可輸入商品目録」の範囲内の設備を輸入する場合にも、上述の“ゼロ関税”政策を暫定的に適用することができる。

税関総署は同日付で、税関の観点から7号通達の関連事項について規定した23号公告も公布した。23号公告では、適格企業の確定、自社用生産設備を輸入する際の税関申告に関する要求、及び適格企業が行うべきその他の手続きなどについて詳しく定めている。

7号通達及び23号公告はいずれも公布日(2021年3月4日)に発効した。

7号通達の全文は次のサイトでご覧いただけます。

http://gss.mof.gov.cn/gzdt/zhengcefabu/202103/t20210304_3665364.htm

23号公告の全文は次のサイトでご覧いただけます。

<http://www.customs.gov.cn/customs/302249/2480148/3563640/index.html>

「方案」の全文は次のサイトでご覧いただけます。

http://www.gov.cn/zhengce/2020-06/01/content_5516608.htm

- ▶ 「『中華人民共和国企業所得税月度(四半期)予納申告表(A類)』の公布に関する公告」(国家税務総局公告[2021]3号) (“3号公告”)

概要

ビジネス環境の最適化及び納税者の負担のさらなる軽減を図るため、国家税務総局は、2021年3月15日付の3号公告により、実際所得に基づき納税する企業に適用される新しい「中華人民共和国企業所得税月度(四半期)予納申告表(A類)」(“新予納所得税申告表”)を公布した。

「新予納所得税申告表」の改正内容には、従来の「免税収入、収入減額、所得減免などの優遇明細表」(A201010)と「所得税減免の優遇明細表」(A201030)の削除、「資産加速減価償却、償却(控除)優遇明細表」(A201020)の簡略化などが含まれる。

また、国家税務総局は公式サイトにおいて「企業所得税申告事項目録」を別途公布し、企業が申告する各種の優遇事項や貧困扶助寄付などの特定事項の名称を規範化している。

3号公告は2021年4月1日より施行される。実際所得に基づき、月次で企業所得税を予納する企業は、2021年3月分の申告から新しい申告表を使用する。実際所得に基づき、四半期ごとに企業所得税を予納する企業は、2021年の第1四半期分の申告から新しい申告表を使用する。

3号公告の全文は次のサイトでご覧いただけます。

<http://www.chinatax.gov.cn/chinatax/n362/c5162422/content.html>

国家税務総局による3号公告についての公式解釈の全文は次のサイトでご覧いただけます。

<http://www.chinatax.gov.cn/chinatax/n810341/n810760/c5162423/content.html>

商務法規

▶ 2021年政府活動報告

概要

2021年3月5日、第13期全国人民代表大会第4回会議の開幕式で、國務院の李克強総理は2020年の政府活動の回顧を含む政府活動報告(“2021年報告”)を行い、かつ2021年度のGDP成長率の目標を6%以上と定めた。

「2021年報告」における税務関連の内容は次のとおりである。

企業の研究開発費用の割増控除

現行の企業所得税政策に基づき、2018年1月1日から2020年12月31日までの間、研究開発費用の割増控除割合を75%とする政策が全企業に適用されてきた。「2021年報告」では、研究開発費用の割増控除政策の適用期間の延長及び政策の拡大に言及している。

- ▶ 製造業企業の割増控除割合を100%に引き上げる。
- ▶ その他の企業には引き続き研究開発費用の75%割増控除政策を適用する。

先進製造業企業に対する増値税未控除税額の増加額の全額還付

現行の増値税政策に基づき、2019年6月1日以降、一部の先進製造業の納税者は税務機関に未控除税額の増加額の一定割合の還付を申請することができる(還付可能な未控除税額の増加額=未控除税額の増加額×仕入税額の構成比率¹⁾)。

「2021年報告」の内容に対する理解によれば、企業の税負担をさらに軽減するため、先進製造業企業に対しては、月ごとに増値税未控除税額の増加額を全額還付する。

環境保護、省エネルギー・節水などの企業所得税優遇目録の範囲の拡大

「2021年報告」によると、「環境保護、省エネルギー・節水プロジェクトの企業所得税優遇目録」の範囲がさらに拡大される。これにより、より多くの企業が“三免三減”の租税優遇を適用できるようになると見込まれる。

小規模納税者に対する増値税優遇政策

一部の小規模納税者に適用される段階的政策の実施期間が延長される。そのほか、「2021年報告」によると、小規模納税者の増値税の課税最低額が月次売上高10万元から15万元に引き上げられる。

小型低利益企業及び個人経営者に対する所得税優遇

現行の企業所得税政策に基づき、小型低利益企業の年間課税所得額が100万元を超えない部分については、その25%が課税所得額に算入され、20%の税率で企業所得税が課される。年間課税所得額が100万元超300万元以下の部分については、その50%が課税所得額に算入され、20%の税率で企業所得税が課される。

「2021年報告」によると、小型低利益企業及び個人経営者の年間の企業所得税、個人所得税の課税所得額が100万元に満たない部分については、さらに企業所得税が半減される。

國務院が作成した「国民経済及び社会発展第14次5カ年計画と2035年長期目標綱要(草案)」における重要な内容も「2021年報告」に含まれる。

慣例に従い、財政部、国家税務総局及びその他の関連部門は、「2021年報告」で提起された措置について明確化するため、一連の税務、商務法規を公布するものと見込まれる。

¹⁾仕入税額の構成比率とは、2019年4月から還付申請前の税額帰属期までに控除済みの増値税専用発票(税金統制用自動車販売統一発票を含む)、税関輸入増値税専用納付書、納付税額証明書に記載された増値税額が、同期間のすべての控除済み仕入税額に占める割合をいう。

「2021年報告」の全文は次のサイトでご覧いただけます。

http://www.gov.cn/premier/2020-05/22/content_5513757.htm

- ▶ 「中華人民共和国の国民経済及び社会発展第14次5カ年計画と2035年長期目標綱要」

概要

2021年3月12日に、全国人民代表大会の公式サイトにおいて、第13期全国人民代表大会第4回会議で可決された「中華人民共和国の国民経済及び社会発展第14次5カ年計画と2035年長期目標綱要」(“綱要”)が公表された。

「綱要」にある税務及び商務に関する内容の要点は次のとおりである。

- ▶ **企業による研究開発投資の奨励:** 研究開発費用の割増控除、ハイテク企業の租税優遇などの優遇政策の実施により力を入れる。科学技術型中小企業のイノベーションを奨励する租税優遇政策を整備する。
- ▶ **海外人材の誘致:** 報酬福利、子女教育、社会保障、租税優遇措置などの制度を整備し、海外の科学者が中国で働くために国際競争力のある魅力的な環境を提供する。
- ▶ **国内大循環を促進する政策体系の整備:** 合理的な水準の財政支出と赤字率を維持し、減税・費用削減政策を整備し、企業による投資の拡大、研究開発投資の増加、所得分配の調整、消費者負担の軽減に資する税制を構築する。
- ▶ **輸出入の協調的発展の推進:** 輸入関税及び制度的コストを引き下げ、高品質の消費財、先端技術、重要な設備、エネルギー資源などの輸入を拡大し、輸入元の多元化を促進する。
- ▶ **消費の全面的な促進:** 市内免税店政策を整備し、中国の特色ある市内免税店を設置する。
- ▶ **民間企業の発展環境の最適化:** 中小企業及び個人経営者の発展を促進する政策体系を整備し、税金・費用の優遇及び信用支援を強化する。
- ▶ **現代的な税制の整備:** 税制構造の最適化、直接税制度の健全化を図り、直接税の比重を適切に高める。個人所得税制度を整備し、増値税制度の最適化を図り、消費税の課税範囲及び税率を調整する。また、不動産税の立法化を推進し、租税徴収管理制度改革を深化させ、租税徴収管理の現代化を推進する。
- ▶ **グリーン経済の発展への注力:** グリーン発展のための法的及び政策的な保障を強化し、省エネルギー、環境保護及び資源の総合利用に有利な租税政策を実施する。
- ▶ **社会救済及び慈善制度の最適化:** 慈善事業の発展を促進し、財税などのインセンティブ政策を整備する。
- ▶ **製造業の最適化とアップグレードの推進:** インテリジェント製造とグリーン製造プロジェクトを実施する。
- ▶ **戦略的新興産業の発展の加速:** 新世代情報技術、バイオテクノロジー、新エネルギー、新材料、ハイエンド装備、新エネルギー自動車、グリーン環境保護及び航空宇宙、海洋装備などの戦略的新興産業にフォーカスし、重要な核心技術の革新的応用を加速させる。
- ▶ **サービス業分野の改革開放の深化:** サービス業の対内・対外開放を拡大し、市場参入をさらに緩和し、不合理な制限条件を全面的に撤廃する。
- ▶ **デジタル産業化の加速:** 人工知能、ビッグデータ、ブロックチェーン、クラウドコンピューティング、サイバーセキュリティなどの新興デジタル産業を育成し、共有経済、プラットフォーム経済の健全な発展を促進する。

「概要」で提起された措置を実施するために、財政部、国家税務総局などの関係部門は今後、関連規定を制定し、公布するものと見込まれる。

「概要」の全文は次のサイトでご覧いただけます。

<http://www.npc.gov.cn/npc/kgfb/202103/bf13037b5d2d4a398652ed253cea8eb1.shtml>

税関法規

- ▶ 「『税関認証企業の管理措置目録』の公布に関する通知」(署企発[2021]16号) (“16号通達”)

概要

税関信用監督管理制度の体系を整備するために、税関総署は2021年2月25日付の16号通達により、「税関認証企業の管理措置目録」(“目録”)を公布した。

「目録」には5種22項目の管理措置が含まれ、主な内容は次のとおりである。

種類	管理措置	適用企業
優先的な取扱い	企業に対して税関業務手続き(登録、届出、輸出入貨物の通関手続きなどを含む)を優先的に行い、税関改革革新制度を優先的に適用し、かつ優先的に対外登録の推薦をする。	認証企業
	不可抗力により中断された国際貿易が再開された後、優先的に通関を行い、優先的に統計データサービスを提供し、優先的に事前裁定の申請を受理する。	高級認証企業
監督管理頻度の低減	比較的低い輸出入貨物の検査比率を適用する。	一般認証企業、高級認証企業
	企業に対する調査、審査の頻度を低減する。	高級認証企業
通関コストの低減	保証金額を低減する。	一般認証企業
	企業は保証金の免除を申請することができ、輸出入貨物に対して“先に通関し、後で検査を行う”という方法を実施し、“非侵入”の検査方式を採用する。 企業の信用承諾と“オンライン”、“オフライン”を組み合わせた監督管理モデルを実施する。	高級認証企業
処理時間の短縮	検査検疫事項の審査時間を圧縮する。	認証企業
	“予約通関”の申請期間を短縮する。	高級認証企業
サービスの最適化	税関は税関企業コーディネーターを設け、特別な信用育成と企業信用情報サービスの提供を行い、かつ地域を跨いだ通関の難問を調和して解決する。	高級認証企業

「目録」の全文は次のサイトでご覧いただけます。

<http://gkml.customs.gov.cn/tabid/1165/InfoID/47674/Default.aspx>

Contact

当ニュースレターの内容に関するご質問がございましたら、下記のJapan Business Servicesの担当者までご連絡いただけると幸いです。

▶ **北京**

堀尾 成宏
監査
+86 10 5815 4050
naruhiro.horio@cn.ey.com

西本 靖司
監査
+86 135 2029 7030
Yasushi.Nishimoto@cn.ey.com

上村 希世子
税務・移転価格
+86 10 5815 2289
kiyoko.kamimura@cn.ey.com

▶ **大連**

秋山 大輔
監査
+86 411 8252 8999
daisuke.akiyama@cn.ey.com

▶ **上海**

高橋 臣一
監査
+86 21 2228 2740
shinichi.takahashi@cn.ey.com

西澤 礼
監査
+86 21 2228 9579
rei.nishizawa1@cn.ey.com

佐藤 勝俊
監査
+86 21 2228 9579
Katsutoshi.Sato@cn.ey.com

星野 友子
監査
+86 21 2228 5958
tomoko.hoshino@cn.ey.com

山村 亮
監査
+86 21 2228 3239
ryo.yamamura1@cn.ey.com

江 海峰

金融
+86 21 2228 2963
alex.jiang@cn.ey.com

北原 遼一

金融
+86 21 2228 6769
ryoichi.kitahara1@cn.ey.com

三宅 亜紀子

Forensics
+86 21 2228 5688
akiko.a.miyake@cn.ey.com

坂出 加奈

税務・移転価格
+86 21 2228 2289
kana.sakaide@cn.ey.com

小島 圭介

税務
+86 21 2228 2854
keisuke.kojima@cn.ey.com

万 家駿

法務
+86 21 2228 8374
jiajun.wan@chenandco.com

久保田 順一

TAS
+86 21 2228 4749
junichi.kubota@cn.ey.com

▶ **広州**

長内 幸浩

監査
+86 20 2881 2675
yukihiro.osanai@cn.ey.com

梁 晔

監査
+86 20 2838 1043
ye.liang@cn.ey.com

▶ **深圳**

浅井 哲史
監査
+86 755 2502 8369
Satoshi.Asai1@cn.ey.com

▶ **香港**

重富 由香
監査
+852 2629 3907
yuka.shigetomi@hk.ey.com

柿本 啓太

監査
+852 2846 9005
keita.kakimoto2@hk.ey.com

塚原 俊郎

監査
+852 3471 2751
toshio.tsukahara@hk.ey.com

吉田 薫

監査
+852 2629 3909
kaori.yoshida@hk.ey.com

徳山 勇樹

監査
+852 37585988
yuki.tokuyama@hk.ey.com

▶ 東京

EY税理士法人 中国デスク

大久保 恵美子

税務

emiko.okubo@jp.ey.com

蘇麗芬 (Emma Su)

税務

Emma.Su2@jp.ey.com

新日本有限責任監査法人

マーケティング本部 海外企画部JBS

+81 3 3503 1844

関口 俊克

toshikatsu.sekiguchi@jp.ey.com

田中 勝也

katsuya.tanaka@jp.ey.com

野口 正邦

masakuni.noguchi@jp.ey.com

EY | Tax | Strategy and Transactions | Consulting

EYについて

EYは、監査、税務、トランザクション及び各種類アドバイザーサービスの分野における、世界的なリーディングファームです。世界中のメンバーが共通の価値観と品質に対するコミットメントを通じ、一体となってサービスを提供しています。私共は、顧客、職員、及びより広い地域社会がその潜在力を発揮するサポートを行い、業界他社との差別化を図っております。

EYとは、アーンスト・アンド・ヤンググローバルリミテッドのメンバーファームにより構成された国際組織を指し、各メンバーファームはそれぞれ独立した法人組織です。アーンスト・アンド・ヤンググローバルリミテッドはイギリスにおける担保有限会社で、クライアントへのサービス提供は行っておりません。より詳細な情報は、当事務所ウェブサイトをご覧ください。
www.ey.com

© 2021 Ernst & Young (China) Advisory Limited.

版權所有

APAC No. 03012333

ED None.

本配布物は参考とされることのみを目的としており、会計・税務その他の専門アドバイスとして最終決定の根拠とするものではありません。具体的な問題については、各専門家による適切なアドバイスを参照されるようお願いいたします。

ey.com/china

Follow us on WeChat

Scan the QR code and stay up to date with the latest EY news.

